

平成20年4月 から一部の登記所において、

登記簿等の 公開に関する 事務（乙号事務）を 民間委託します。

平成20年4月から、市場化テスト（民間競争入札）により、登記事項証明書・印鑑証明書等の交付や登記簿等の閲覧の事務を民間に委託します。



民間委託

今後も、民間委託する登記所を順次拡大していくこととしています。平成23年度には全国の登記所が民間委託予定です。



法務局

民間委託する登記所は、毎年、内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会の審議を経て、決定されます。
なお、登記申請に係る事務は、これまでどおり法務局の職員が担当します。

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
民事局フロントページ <http://www.moj.go.jp/MINJI/index.html>

法務省民事局

平成20年4月から一部の登記所において、 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）を民間委託します。

**市場化テスト
（民間競争入札）とは
何ですか？**

Q1



A1

市場化テスト（民間競争入札）とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づき、民間委託の対象とされた公共サービスについて、民間事業者の間において、当該公共サービスを実施する者を決定するために実施する入札のことを指します。

これは、公共サービスについて、民間ができるものは民間にゆだね、民間の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現しようとするものです。

※「市場化テスト」についての詳細は、内閣府公共サービス改革推進室ホームページをご覧ください。（<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>）

**どのような事務を
民間事業者に委託するのですか？**

Q2



A2

登記所が行っている事務のうち、登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し等の交付に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に係る事務（乙号事務）を民間事業者に委託します。



Q3

**民間委託後は、
登記所の窓口は
どのように
変わるのですか？**

A3

乙号窓口における対応は、民間事業者が行い、それ以外の所有権移転登記や抵当権設定登記等の登記申請に係る事務（甲号事務）及びその窓口における対応は、これまでどおり法務局の職員が行うこととなります。

**民間委託の対象とされていない
登記所の窓口は、どのようになるのですか？**

Q4



A4

これまでどおり法務局の職員等が乙号事務を行います。なお、これらの登記所においても、平成22年度までに、順次市場化テスト（民間競争入札）を実施し、平成23年度には全国の登記所の乙号事務が民間事業者に委託される予定です。

